

北海道エアポート(株)稚内空港事業所からのお知らせ



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000 (地図画像) を複製したものである。

稚内空港周辺では、航空の安全を確保する為、一定の空域（上の図の区域）を障害物のない状態にしておく必要があり、高さ制限（進入表面・転移表面・水平表面）を設けています。（法律：航空法第 49 条）

対象区域内で物件等の設置工事や工事用等のクレーンの使用を行う場合は、事前に北海道エアポート(株)稚内空港事業所までお問い合わせいただければ、高さ制限表面を突出するか否かの確認をさせていただき、回答いたします。

なお、物件等には、TV アンテナ・看板・電線・電信柱、あるいは上空に浮揚するアドバルーン等も含まれます。

航空の安全確保を図っていくため、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは、北海道エアポート(株)稚内空港事業所まで、お問い合わせください。

※お問い合わせ先

北海道エアポート(株)稚内空港事業所

TEL : 0162-27-2111

FAX : 0162-27-2112

無人航空機の飛行制限について

有人の航空機への衝突や、落下による人等への危害を及ぼす恐れがあるため、航空法で定められている制限表面や空港上空等の空域では、無人航空機を飛行させることが原則禁止されております。無人航空機は重量にかかわらず、空港等の周辺の上空の空域において飛行させるには、許可が必要となります。

無人航空機等の飛行については、場所に関わらず法律（航空法第 132 条の 85）を遵守しなければならず、これに違反した場合は、航空法により罰則が定められています。

飛行する高さが制限表面を超えるかどうか不明の場合は、北海道エアポート株式会社 稚内空港事業所までお問い合わせください。

※お問い合わせ先

北海道エアポート株式会社 稚内空港事業所

〒098-6643

北海道稚内市大字声間村字声間6744番地

TEL：0162-27-2111

FAX：0162-27-2112

e-mail：hap-wkj-soumu@hokkaido-airports.co.jp

制限表面を超えて飛行する場合は、稚内空港事業所の許可を得てから、国土交通大臣への許可申請が必要となります。

申請先

〒144-0041

東京都大田区羽田空港3-3-1

東京航空局 東京空港事務所 航空管制運航情報官

○平日（09:00～17:00）

TEL：03-5757-3022

FAX：03-5756-1521

e-mail：cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp

○夜間・休日（※緊急の飛行に限る）

TEL：03-5756-1531

FAX：03-5756-1528

e-mail：cab-hnd-jouhou@mlit.go.jp